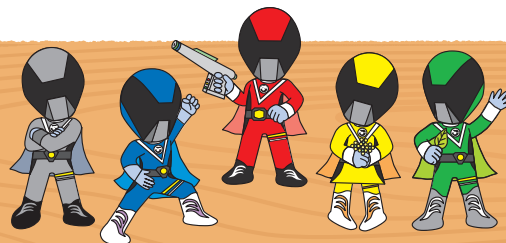


環境戦隊たはらエコレンジャー 環境けいじばん 22



屋外焼却(野焼き)はやめましょう!

屋外焼却行為のため困ってる人がいます!

屋外焼却行為は、近隣の方々に迷惑を掛けてしまいます。部屋の中に煙が入ってきたり、洗濯物に臭いが付いてしまったり、燃え広がって火災になる危険性もあります。

市内では平成29年中に35件の火災が発生し、そのうちごみを燃やして発生した火災が6件、枯れ草を燃やして発生した火災が3件あり、屋外焼却が原因となる火災が全体の約4分の1を占めています。平成30年中にも、屋外焼却が原因で火災が発生しています。



屋外焼却行為は法律や条例で禁止されています!

キャンプファイヤーやバーベキューなどの一部の例外を除いて、廃棄物の焼却行為は原則、**法律で禁止**されています。違法な焼却行為を行った場合、5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金、もしくはその両方が科せられる場合があります。
※市内でも罰金を科せられた事例があります。



ごみは分別して出しましょう!

家庭ごみは、それぞれの家庭で分別をして、地域で決められたごみステーションに出しましょう。直接、施設へ搬入するときは、もやせるごみは炭生館へ、その他のごみは各資源化・環境センターへ搬入してください。家庭で出た剪定枝や草は赤羽根環境センターでのみ受け入れをしています。

分別方法が分からないときは、市HPで確認するか、廃棄物対策課までご連絡ください。

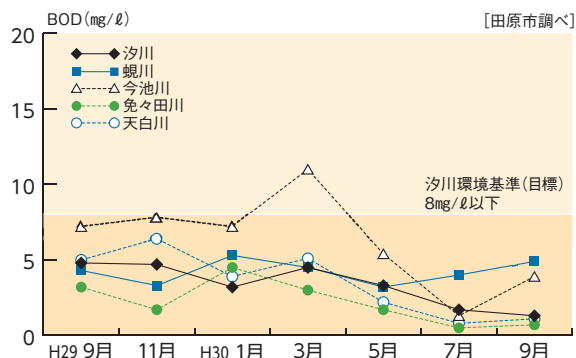


▶ 廃棄物対策課 ☎23-3538

📞1004592

● 市内5河川の水質検査結果

水質は比較的良好な状態で安定しています。これからもきれいな川を目指していきましょう。



● 市内のもやせるごみ発生量

10月は台風の影響により、ごみ量が増加しました。

